

事前協議申請書の提出方法を変更します (令和5年4月締切分～)

「さいたま市開発行為の手続に関する条例」に基づく事前協議申請書と添付書類について、書類の提出方法を下記のとおり変更します。
事業者のみなさまにはお手数をおかけしますが、御対応のほどよろしくお願ひします。



変更点

変更前：事前協議申請書及び添付書類を12部提出



変更後：事前協議申請書及び添付書類2部＋電子媒体（CD-R等）での提出
または 電子申請・届出サービスによる申請

※電子申請・届出サービス利用時には紙資料の提出は不要です

開始時期

令和5年4月締切分から
(令和5年3月6日以降の提出)

注意事項

- データはPDF形式で作成し、電子媒体に保存
- 電子媒体の表面に次の項目を記入（手書き可）
 - ①事業者氏名
 - ②開発区域に含まれる地域の名称
 - ③提出日
- 事前協議調整結果通知書は、従来どおり紙面でのお渡しとなります。

電子媒体表面イメージ図



問い合わせ先

【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区内の土地に係る手続】

北部都市計画事務所 都市計画指導課

電話番号 048-646-3184(西区、北区、大宮区、見沼区)・048-646-3185(岩槻区)

FAX 048-646-3189

【中央区、桜区、南区、浦和区、緑区内の土地に係る手続】

南部都市計画事務所 都市計画指導課

電話番号 048-840-6184・048-840-6185/FAX 048-840-6189



さいたま市電子申請・届出サービスのアクセスはこちら



開発許可等に関する手続のオンライン対応についてはこちら



事前協議申請についてはこちら